

# 所得の申告は正しくお早めに

	所得税・復興所得税の確定申告	市県民税の申告
会場・期間	<b>豊橋税務署</b> ※ 駐車場は大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。 <b>2月16日(金)～3月15日(木)</b> (土・日曜日を除く) ※2月18日・25日(日)は開場	<b>市内の申告会場</b> <b>2月6日(火)・7日(水)</b> 三谷公民館 <b>2月8日(木)</b> 大塚公民館 <b>2月9日(金)</b> 西浦公民館 <b>2月13日(火)・14日(水)</b> 形原公民館 <b>2月16日(金)～3月15日(木)</b> 市民体育センター (土・日曜日、祝日を除く) ※2月24日(土)午前は開場
時間	<b>午前9時～午後5時</b> ※ 申告書の作成には時間がかかるので、午後4時までにお越しください。ただし、会場の混雑により案内を早めに終了する場合があります。	<b>午前9時～午後3時30分</b> (提出のみの場合は午後4時まで) ※2月24日(土)は午前9時～11時30分
必要なもの	○印鑑 ○マイナンバーカード（個人番号カード） または通知カードおよび本人確認できるもの（運転免許証など） ○本人名義の預金通帳など（口座番号がわかるもの） ○給与・公的年金の源泉徴収票（原本のみ可、年金支払通知書は不可） ○控除を受けるための証明書など 医療費控除…内容を取りまとめた計算明細書 社会保険料・障害者控除…その領収書、証明書など 生命保険料・地震保険料控除…控除証明書 扶養・配偶者（特別）控除…その所得がわかるもの 寄附金控除…寄附した団体の領収書など	
問合せ先	<b>豊橋税務署</b> ☎ 0532・52・6201 ※ 自動音声案内で案内しています。相談内容に応じて該当の番号を選択してください。	<b>市民体育センター</b> ☎ 65・7435 (申告会場開設時のみ) <b>税務課</b> ☎ 66・1116

税務課 ☎ 66・1116

◎申告書にはマイナンバー（個人番号）の記載をお願いします。

- ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請された方が申告する場合、ワンストップ特例の適用が受けられなくなりますので、寄付金控除も申告してください。
- 申告内容によっては、ほかの資料が必要な場合があります。
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額のお知らせは1月24日に発送しました。

## 医療費控除が変わりました！

### 医療費控除の提出書類が簡略化されました

平成29年分の確定申告から医療費控除の申告には**医療費控除の明細書**の添付が必要になり、提出は不要となりました。

※平成29～31年分の申告は、領収書の添付または提示による申告ができます。領収書は自宅などで5年間保存してください。

なお、**セルフメディケーション税制と併用で控除を受けることはできません**ので、ご注意ください。

### セルフメディケーション税制が創設されました

健康の保持増進および疾病の予防に関する取り組みを行なった方が、対象医薬品を合計12,000円以上購入した場合には**セルフメディケーション税制**を受けることができます。(限度額88,000円) 医薬品の明細書を添付してください。



一部の対象医薬品のパッケージには、識別マークが表示されています。チェックしてみましょう！

明細書の様式は税務課窓口または国税庁ホームページへ